

企業組合制度を知る、活用する 気の合う仲間と企業組合を活用し、創業、起業しよう！



企業組合は個人の創業を応援し、
地域・社会への貢献を実現する制度です。

企業組合制度 ガイドブック



京都府中小企業団体中央会



企業組合とは、

企業組合は個人の創業と働く場の確保を応援する制度です。

企業組合は、中小企業等協同組合法に基づく組合組織の一つです。事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって、互いに資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造する組織です。組合自体が一つの事業体となり、組合員それぞれの有する技術・技能やアイデアを活かした事業を会社と同じように実施することができます。いわば、個人が集まって創業し、自らの安定した就業の場を創り出すことを目的とした制度です。

Point!

4人以上の個人が資本と労働を持ち寄って設立します。

あなたのやる気と能力を活かすための組織です。

誰にでも培ってきた技術・技能、専門知識や資格があります。組合員になろうとする人々が、お互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源として事業を立ち上げます。せっかくのキャリアや能力を埋もれさせることなく、新たな職場づくりにつなげることができます。また、組合が実施する事業に特段の制限はありません。

Point!

経営資源は組合員の経験や技能です。

学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんな決定。

組合員には年齢、学歴などの制限は全くありません。また、勤務形態や労働時間、給料など「どのような働き方をするか」も組合員で決定します。これにより、年齢や体力にあわせて事業に参加していくことが可能です。

Point!

民主的な運営を基本とし、労働条件等は組合員自らが決定します。

このような制度です。



組合事業への従事等が必要です。

企業組合は、働きたい個人の働く場を確保し、協同して事業を行う組織ですから、本来ならばできるだけ多くの組合員が組合事業に従事することが理想です。しかし、事情によって参加できない組合員もいることから、一定の割合の組合員が組合事業に従事する義務が課せられている（従事比率）ほか、従事者の一定割合が組合員であること（組合員比率）が必要となっています。

Point!

従事比率

組合員の1/2以上は組合事業に従事する必要があります。

組合員比率

全従業員の1/3以上は組合員である必要があります。

法人も組合に参加することが可能です。

企業組合は、個人の方々が組合員となって自らの働く場を創り上げていくことが基本ですが、組合の機能を強化し事業をより効率的に推進するため、一定の制限のもとに株式会社等の法人や任意のグループも特定組合員として加入することができます。外部の経営資源を効果的に活用し、組合活動の活性化が図れます。

Point!

特定組合員は数では全体の1/4以下、出資総額では1/2未満である必要があります。

地域振興や社会貢献など時代の要請に応える組織です。

組合員の働く場の確保だけではなく、6次産業化、大学発ベンチャー、多様な事業化目的の実現の受け皿になっているほか、地域における就業の場の創出はもとより、地域や社会への貢献を志向する社会的企業活動を行う組合も増加しており、地域・社会との連携の牽引役としても期待されています。

Point!

企業組合は事業を通じて地域や社会の課題を解決する機能を持ち合わせていることを示しています。

企業組合は、このように 有利な制度です。



1. 税制上の優遇措置が適用されます。

組合の設立、代表理事の変更など法律に基づく登記の際の登録免許税や、組合と組合員間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

また、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として取り扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分については、協同組合と同様の軽減税率（15%）が適用されます。

※軽減税率は政策等により変動することがあります。

2. 組合員には有限責任制度が適用されます。

企業組合の出資者である組合員には、株式会社と同様に有限責任制度が適用されます。これにより、組合員はそれぞれの出資額を限度としてのみ組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。

3. 組合運営に対する発言権は平等です。

株式会社の株主と異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられるので、民主的な組織運営が確保されます。また、組合員には、事業への参加や利用に対しても平等の権利が与えられます。

4. 営利追及が可能な組織です。

企業組合は、株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。

利益は、NPOなどと異なり、組合員に配分することができます。企業組合の出資配当は、他の協同組合組織が「年1割以内」であるのに対し、「年2割以内」となっており、より営利追及を行いやすいものとしています。

また、株式会社への組織変更も可能です。

5. 事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が組合事業に従事したことにより受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得として取り扱われます。もちろん、配当（出資配当・従事分量配当）を受けることもできます。

また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同等の取り扱いを受けることができます。（※）

※労働保険（雇用保険・労災保険）制度については、理事長（代表理事）及び役員（理事・監事）に就任している組合員には原則適用されません。ただし、理事長以外の役員に就任している組合員については、事業に従事する他の組合員や従業員と同様の就労実態にある場合（理事長の指揮・監督を受けて労働に従事し、それに対する賃金を得ている場合）には適用（ハローワーク、労働基準監督署で個別案件ごとに判断）されます。

また、理事長の雇用保険については小規模企業共済制度を、理事長及び労災保険の適用されない役員の労災保険については、中小事業主等に対する特別加入制度を利用することができます。

6. 行政庁や専門金融機関等の支援を受けることができます。

行政庁や京都府中小企業団体中央会を通じて、各種助成事業など国、京都府等の中小企業施策の支援を受けることができるほか、指導・支援や情報提供を受けることができます。また、商工中金や日本政策金融公庫などの政府系金融機関や京都府等の制度融資を受けることができます。特に行政庁の認可を受けることが設立の要件とされていることから、社会的信頼性が高いことも大きなメリットといえます。

中小企業組合(事業協同組合・企業組合) と株式会社の比較

種類		事業協同組合	企業組合	株式会社
内容				
目的		組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
性格		人的結合体	人的結合体	物的結合体
事業		組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	定款に掲げる事業
設立要件		4人以上の事業者が参加すること	4人以上の個人が参加すること	資本金1円以上、1人以上
組合員資格 <加入資格>		地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	個人及び特定組合員(法人など全組合員の4分の1以下)	無制限
責任		有限責任	有限責任	有限責任
発起人数		4人以上	4人以上(個人に限る)	1人以上
加入		自由	自由	株式の譲受・増資割当による
任意脱退		自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率		ない	全従業員の3分の1以上が組合員	—
従事比率		ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の 出資限度		100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	—
議決権		平等(1人1票)	平等(1人1票)	出資別(1株1票)
配当		利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	出資配当
特記事項	設立	行政庁の認可・設立登記	行政庁の認可・設立登記	定款の認証・設立登記
	税制優遇(例:登記)	登記の際の登録免許税は非課税	登記の際の登録免許税は非課税	登記の際の登録免許税が必要
	組織変更	株式会社への組織変更が可能	株式会社への組織変更が可能	—
根拠法		中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	会社法(制定:平成17年)

組合設立の手順



組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となります。組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順で設立発起人が中心となって行います。



企業組合概要 事例紹介

「企業組合」とは、個人事業者、勤労者及び農産加工グループなど4人以上が集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組合です。他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生、企業の退職者、高齢者なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

「企業組合」は、組合員が共に働くという特色をもっており、原則として組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければなりません（従事比率）。更に、組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員であることが必要です（組合員比率）。個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件のもとで特定組合員として加入できます。

近年は、「企業組合」が、女性農業者による地元食材を使った総菜や菓子の製造販売を行う六次産業化や大学発ベンチャー、多様な事業化目的の実現の受け皿として、また、子育て支援や介護・福祉、街づくり、高齢者の社会参加等の分野で活躍していることから、「ソーシャルビジネス」の受け皿としての機能が注目されています。

事例①

人材・キャリア活用 (技術者OB)

電力会社を定年退職した技術者により企業組合を設立。在職時に培った技術、知識、経験を活かした仕事ができるようにと、再就職の受け皿となり「生涯現役」を実現している。配線設備の設計、施工、保守管理等が主な業務となっている。住宅や工事の電気設備についても要望に応じ対応している。

事例②

女性・SOHO・ワーカーを 組織化、就業機会を提供

子育てや介護など、動きにくい環境の中でも働く能力がありながら、働けない女性の能力を活用し、社会進出を後押しするため在宅ワーカーとして企業組合を設立。「Web 総合プロデュース」「取材・執筆・編集」「音声起こし」「データ入力・簡易作業」「パソコン指導・講座講師」「マーケティング関連」等のサービスを提供している。

事例③

地域産業起こし・ 大学発ベンチャー

大学教員が中心となって企業組合を設立。ITに関する業務（日医標準レセプトソフトなどのメンテナンス）、商品の開発・販売業務（ハッカを使った虫除けスプレーやペット用消臭スプレーなど、地域の特産品を使った開発や地元観光協会、道の駅などで販売）を行っている。また、補助金を活用し、有機農法で利用する忌避剤・食品洗浄剤としての紫蘇水の開発に取り組んでいる。

事例④

地域活性化、 地産地消の推進

梅農家を中心とする梅加工グループが企業組合を設立。これまで生産組合が行っていた一次加工のみではなく、より付加価値を高めるため二次加工までを行う商品開発に取組み、梅干しやピューレ、ジャム、羊羹等に加工して販売している。商品の高い品質は行政や地域住民に高い評価を受けたことから地元の学校給食に採用されており、食育の面でも地域に貢献している。

「企業組合の形態として、「集中型」と「分散型」があります。

- ◆**集中型**：事業者でない個人により設立された組合、または個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を閉鎖して合同した形態をとる組合であり、組合自体が事業活動の主体となります。事業所は概ね1カ所に集中しているものが多いですが、複数の事業所をもつものもあります。
- ◆**分散型**：個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を組合の事業所として存続させる方法をとる場合で、仕入や販売については各事業所に委ねて、組合本部は、主として各事業所の売上代金の収納管理や仕入代金の支払等の業務を行います。

中小企業団体中央会制度と活動

中小企業団体中央会は昭和 30 年、中小企業等協同組合法の改正により「中小企業等協同組合中央会」として誕生し、昭和 33 年、中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴い名称を変更し、現在に至っています。

中央会は、中小企業の振興・発展を目的として、組織化と組織強化のための総合支援機関として、都道府県ごとに 1 つの中央会と、その全国組織としての全国中央会が設置されており、中小企業組合等を会員として設立された団体で公益性の高い特別法人です。

京都府内においては、大半の中小企業組合が中央会に所属しており、組合運営、人材養成、調査・研究、情報収集、助成事業等で積極的に中央会を活用されています。本会では、中小企業組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援等を行っているほか、金融・税制や労働問題など中小企業等の経営についても、いつでも相談に応じています。

経営革新等支援業務認定支援機関

本会は、平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業経営力強化支援法)」第 17 条第 1 項に基づく経営革新等支援業務を行う支援機関として国から認定を受けております。中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行います。



事業概要

- 中小企業組合の設立及び運営に関する相談・支援
- 中小企業組合及び中小企業の経営等に関する相談
- 中小企業組合の事業運営等に関する講習会・研修会の開催
- 中小企業組合等に対する各種補助金・助成事業の支援
- 弁護士、税理士、社会保険労務士等による専門的な問題についての個別専門指導
- 中小企業及び中小企業組合組織に関する調査・研究
- 官公需受注の促進と小企業者の組織化推進
- 中小企業組合等青年部・女性部の育成・強化
- 機関紙の発行、ホームページ及びメールマガジンなどによる情報提供
- 中小企業振興対策の建議・陳情
- 中小企業組合検定試験の実施と組合士の認定・登録
- 中小企業組合及び中小企業のための各種共済制度の普及、加入促進

京都府中小企業団体中央会

本部

〒615-0042
京都市右京区西院東中水町 17 番地
京都府中小企業会館 4 階
TEL : 075-314-7131 / FAX : 075-314-7130

北部事務所

〒624-0945
舞鶴市宇喜多 1105 番地の 1
舞鶴 21 ビル 5 階「503」
TEL : 0773-76-0759 / FAX : 0773-76-7930